

記 入 上 の 注 意

この支給認定申請書（兼）保育所入所申込書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ、尾花沢市役所または入所を申し込んだ施設に提出してください。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いてください。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んでください。
保護者との続柄は、保護者からみた児童の続柄を記入してください。（例>子、孫など）
- 2 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入してください。
- 3 「保護者住所・連絡先・生年月日」欄の（連絡先電話番号）は、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入してください。
- 4 ①「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、③「世帯の状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、保護者（両親又は養親又は後見人など）ごとに、児童を保育できない理由を下記5の表(1)～(9)のいずれの掲げる場合に該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（）してください。
なお、下記5の表(1)～(9)の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（）し、内容を記入してください。
※父・母の「保育の利用を必要とする理由」を確認する書類を必ず添付してください。
- 5 保育の認定基準は、次の表に掲げるような場合です。

| 保育の認定基準 | |
|--|---|
| 保育の必要性の認定を受ける場合は、両親のいずれも（両親と別居している場合には児童の面倒を見ている者）が次のいずれかの事情にある場合です。 | |
| (1) 就労等（家庭外労働） | 児童の保護者が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 |
| (2) 家庭内労働 | 児童の保護者が家庭で仕事をはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育ができない場合 |
| (3) 妊娠・出産 | 児童の保護者が出産の前後のため、その児童の保育ができない場合 |
| (4) 疾病・障害 | 児童の保護者が病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育ができない場合 |
| (5) 介護等 | 児童の家庭に介護が必要な高齢者や、長期にわたる病人、心身に障害のある人、小児慢性疾患に伴う看護が必要な兄弟姉妹がおり、保護者がいつもその同居又は長期入院・入所している親族の介護・看護にあたっているため、その児童の保育ができない場合 |
| (6) 災害復旧 | 火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損したため、その復旧の間、児童の保育ができない場合 |
| (7) 求職活動 | 児童の親が求職活動（起業準備を含む）を行っているため、その児童の保育ができない場合 |
| (8) 就学 | 児童の親が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）のため、その児童の保育ができない場合 |
| (9) 虐待・DV | 虐待・DVのおそれがある場合 |
| (10) 育児休業 | 育児休業取得時に、既に保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合 |

- 6 ②「障害者手帳等の情報」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 7 ②「健康状況」や「その他特記事項」の欄は、入園施設決定の参考情報となりますので、報告しておいた方が良い情報はもれなく記載してください。
- 8 ③「ひとり親世帯等の有無」や「生活保護の適用の有無」欄は、保育料（利用者負担額）を算定する時に必要な情報となりますので、該当する場合はもれなく記載してください。
- 9 ③「児童の世帯員」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親、及び同居している親族等の全員について記入してください。
申請児童の両親については、同居・別居の別を「備考」に記入してください。別居の場合で、市外に住所のある両親については、個人番号（マイナンバー）欄に記入してください。

（裏面）

- 10 ④「利用を希望する期間」の欄は、年度ごとの申請となります。施設（事業者）の利用を希望する期間を記入してください。（表面「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入してください。）
「保育の必要量」欄は、保育を必要とする理由が、「求職活動」及び「就労（月120時間未満）」の場合、利用時間8：30～16：30の短時間になります。ただし、「就労」を理由に申し込みをされる方で、8：30～16：30を超えて利用される方は標準時間での認定も可能です。
- 11 ④「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入してください。
- 12 ⑤「税情報等の提供に当たっての同意確認事項」の欄は入所申込みの際必要な同意となります。内容を確認してください。

（留意事項）

- 13 支給認定（保育の必要性の認定）及び施設（事業者）への入所については、以下に該当する場合がありますので、あらかじめご承知ください。
 - ①保育の実施基準に該当しないため、希望する認定が受けられない場合
 - ②希望者が多数いるため希望する施設に入所できない場合
 - ③保育の実施基準の該当事由により利用期間の希望に添えない場合